

中国からの輸出：2つの独立した許可ルート

企業

- ✓ 営業許可証
- ✓ 経営範囲：貨物・技術の輸出入
- ✓ 税関への申告者登録

得られるもの： 対外貿易を行う権利

貨物

- ✓ 品目のHSコード
- ✓ 仕向国
- ✓ エンドユーザー

得られるもの： 特定の貨物ロットの輸出許可

対外貿易経営者の届出登録制度は2022年12月30日に廃止

企業単位の「輸出ライセンス」という単一の書類は存在しません。

許可制から自動的な権利へ

年月日	変更内容
2004年	対外貿易の許可制を商務部（MOFCOM）への届出登録制に変更
2016年	届出登録を簡素化、申請当日に完了
2019年12月1日	自由貿易試験区の企業は届出登録を免除（3年間の試行）
2022年12月30日	中華人民共和国対外貿易法第9条を削除、全国で要件を撤廃
現在	法人の設立と同時に輸出の権利が発生

全国人民代表大会常務委員会の決定。公布日より施行。

営業許可証の取得後に必要な手続き

ステップ1 申告者登録



所管：中国税関総署（GACC）・窓口：中国国際貿易「シングルウィンドウ」・根拠：営業許可証に記載された18桁の統一社会信用コード（USCC）

未登録の場合：申告書が受理されない

ステップ2 輸出増値税還付の届出



所管：登記地の税務機関

未登録の場合：輸出は合法だが赤字になる

ステップ3 外貨管理の名簿登録



目的：輸出契約に基づく国際送金の受領

未登録の場合：売上代金が入金段階で滞留する

港の貨物が待っているのはライセンスではなく、申告者名簿の1行です。

1つのHSコード、3つのリスト

入力：

品目のHSコード+仕向国

- 1 輸出許可管理貨物目録。** 管理：商務部+税関総署。更新：毎年。方式：許可、割当または入札。
- 2 デュアルユース品目。** 国務院令第792号（両用品目輸出管理条例）、2024年12月1日施行。統一リスト：10カテゴリー、約15の法令を統合。仲介業者の責任：最大50万人民元（約7万米ドル）の罰金。
- 3 軍需品。** 中華人民共和国軍品輸出管理条例（1997年10月22日制定）。独自の制度と許可。

グレーゾーン

リスト外だが類似の特性を持つ品目 → デュアルユース品目に該当しない旨の商務部の書面が必要。

2024年7月1日以降、公告第21号に基づき、航空宇宙関連のカテゴリーおよび超高分子量ポリエチレン製防護装備には事前許可が必要です。

商務部への提出書類

- 1 **契約** — 輸出契約の原本または写し（紙・電子いずれも可）
- 2 **技術** — 製品の説明、または試験・鑑定の結果
- 3 **用途** — 誰に、何の目的で製品が渡るか。契約書的一条項ではなく独立した書類
- 4 **取引先** — 取引における輸入者の情報
- 5 **人員** — 申請者である法定代表者、責任者、担当者の身分証明書

期限

- ✓ 審査：商務部（一部の品目は関係省庁と共同）
- ✓ 国家安全保障に関わる場合 → 国務院の事前承認
- ✓ 実際の処理期間：約1か月

納期計画には30日ではなく45日を見込んでください。

還付率はどこへ向かうのか

年月日	変更内容
2019年4月1日	最高還付率を13%に引き下げ
2024年12月1日	財政部・国家税務総局公告2024年第15号：59品目の還付を廃止（銅・アルミニウムおよびその合金製品、化学変性油脂）
2026年4月1日	財政部2026年1月8日付通知：太陽光発電製品の還付をゼロに
2026年12月31日まで	電池：還付率を9%から6%に引き下げ
2027年1月1日	電池の還付を完全廃止

適用される還付率は、契約日ではなく輸出申告書の日付で決まります。

アドバイス

サプライヤーにHSコードを確認し、現行通知の附属リストと照合しましょう。リストにない品目で「増値税のため」と値上げされても、それは事実ではなく交渉材料にすぎません。

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169